

令和8年度第1回農業委員会総会議事録

開会月日	令和8年4月27日(月)		開議の時刻	午前10時25分		
場 所	市総合会館3階 304会議室		閉議の時刻	午前11時35分		
議 長	東松山市農業委員会 会長 久保田 節子					
委員の出席状況						
農業委員	席次番号	氏 名	摘 要	席次番号	氏 名	摘 要
	1	荒川 光明	出 席	7	鹿田 明	出 席
	2	須長 則明	〃	8	島田 安三	〃
	3	高橋 満康	〃	9	関根 文男	〃
	4	山下 正行	〃	10	松本 禮子	〃
	5	杉浦 勉	〃	11	久保田 節子	〃
	6	藤野 香織	〃			
農地利用最適化推進委員	担当地区	氏 名	摘 要	担当地区	氏 名	摘 要
	松 山	加藤 周二	出 席	高 坂	加島 隆久	出 席
		武川 美江	〃		栗原 啓一	〃
	大 岡	神庭 善夫	〃		高橋 仟治	〃
		小山 貞雄	〃	今井 淳一	〃	
		中島 勇	〃	大塚 春夫	〃	
	唐 子	小澤 謙一	〃	野 本	奥泉 隆	〃
		戸井田 貞義	〃		小峰 進	〃
		長谷部 高治	〃			
	議題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地法の規定に基づく諸申請及び届出等の審議の件</li> <li>・その他</li> </ul>				
公開・非公開の別	公開					
傍聴者数	(会議を公開した場合) 0人					
非公開の理由	(会議を非公開にした場合)					
議 事 参 与 者						
事務局	氏 名	摘 要				
事務局長	須澤 理	出 席				
副主幹	荒能 豊	〃				
主 任	福島 誠	〃				

議 案	議 事 顛 末	
議案第 1 号 農地法第 3 条 の規定による 許可申請承認 の件	1 開 会	会長職務代理は委員の出席が定数に達している旨報告し、開会を宣言する。
	2 議事録署名委員の選任について	議長は署名委員に下記 2 名を選任し、全員これに同意する。 2 番 須長 則明 委員 3 番 高橋 満康 委員
	3 議 事	<p>議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請承認の件について</p> <p>須長委員は議事参与の制限に該当するので、本議案の議決に参加しなかった。</p> <p>1 番の申請について</p> <p>松山地区・須長委員より、1 番の申請について、大字松山在住の申請人（受人）より、大字東平在住の申請人（渡人）が、大字松山地内に所有する農地（畑 1 筆）を、受人は家庭菜園にするため、渡人は農業後継者がいないため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、受人は現在所有農地・借受農地はないが、取得後適正に耕作する予定であることや、年間の従事日数が 150 日を超えることを申請書類等から確認していて、許可相当であるとの報告がなされた。</p> <p>島田委員より、申請事由が「家庭菜園にするため」とある。令和 5 年に農地法 3 条の下限面積が撤廃されたが、主旨は多様な人材の新規参入を促し、遊休農地の発生を防ぎながら、農地の有効活用を図る、というもの。これは、小規模であっても継続的に生業として農業を営む者を想定していると思われる。ただし、家庭菜園を明確に否定も肯定もしていない。本申請のような農業を生業としていない人による小規模な農地の取得について、遊休農地の発生の抑制などの視点から是とするか、農業を生業としていないという点等から非とするか、今後のために明確にしておいたほうが良いのでは、との問題提起がなされた。</p> <p>また、島田委員より、家庭菜園は農地法 3 条に馴染まないという意見や、農業を生業としない人からの小規模農地の取得の申請を許可することで、将来地域計画に支障を及ぼす事態が発生することを懸念してる、との意見がなされ、現在、市農業振興課に中間管理での貸借の際に、小規模で家庭菜園目的の貸借が認められるか確認をしているところである旨の発言がなされた。</p> <p>市農業振興課より、現在埼玉県に確認中である。ただ、「家庭菜園」という表現の是非はともかく、小規模ながら農業を</p>

はじめて、次第に規模を拡大していき、場合によっては担い手になっていく、という可能性もあるので、小規模農地の貸借も農業を始めるきっかけ作りの面もあると思う、との説明がなされた。

事務局より、農地法3条の下限面積の撤廃の際に農林水産事務次官から発出された通知に、「自家消費を目的とした場合でも許可することは可能」とある。家庭菜園とは表現が違うが、主旨は変わらないのでは、との説明がなされた。

島田委員より、小規模農地の取得について、自治体によって対応が違う。今回の申請は、東松山市の対応についての方針を決めるよいきっかけだと思う。方針については今すぐ決めるのではなく、議論を深めていきたい、との意見がなされた。

山下委員より、今回のような申請を過去に許可相当としてきた経緯があるので、対応を変更する必要はないのでは、との意見がなされた。

久保田会長より、今後の方針についての議論とは別に、本申請は審議をし、許可不許可を決定すべきだ、との意見がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、賛成多数によりこれを承認した。

#### 2番の申請について

松山地区・須長委員より、2番の申請について、松山町二丁目在住の申請人(受人)より、松山町二丁目在住の申請人(渡人)が、松山町二丁目地内に所有する農地(畑2筆)を、受人は営農地に隣接しており、一体利用により効率を図るため、渡人は高齢手不足で農業経営縮小のため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、受人の耕作権が及ぶ農地に関しては、耕作・管理されている状態である。年間の農業従事日数も150日を超えていて、許可相当であるとの報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

#### 3番の申請について

大岡地区・高橋委員より、3番の申請について、大字大谷在住の申請人(受人)より、大字岡在住の申請人(渡人)が、大字大谷地内に所有する農地(畑1筆)を、受人は自宅に隣接しており耕作がしやすいため、渡人は高齢のため管理ができないため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、受人は現在所有農地・借受農地はないが、取得後適正に耕作する予定であることや、年間の従事日数が150日を超えることを申請書類等から確認していて、許可相当であるとの報告

<p>議案第 2 号 農地法第 4 条 の規定による 許可申請承認 の件</p>	<p>がなされた。</p> <p>議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p> <p>議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請承認の件について</p> <p>野本地区・杉浦委員より、議案第 2 号の 1 番と議案第 3 号の 6 番の申請について、どちらも同じ住宅への進入路として使用している農地を追認による転用許可を求める関連した案件のため、一括して説明する旨の発言がなされた。</p> <p>議案第 2 号 1 番の申請について</p> <p>野本地区・杉浦委員より、1 番の申請について、大字下野本在住の申請人が、大字下野本地内に所有する農地 (畑 1 筆) を、進入路 (宅地) を目的として追認により転用したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は進入路として使用されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、進入路 (宅地) の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。</p> <p>議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請承認の件の 6 番の申請について</p> <p>野本地区・杉浦委員より、議案第 3 号 6 番の申請について、大字下野本在住の申請人 (受人) より、鶴ヶ島市在住の申請人 (渡人) が、大字下野本地内に所有する農地 (畑 2 筆) を、進入路 (宅地) を目的として追認により転用したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は進入路として使用されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、進入路 (宅地) の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。</p> <p>議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、議案第 2 号の 1 番の申請を承認した。</p>
<p>議案第 3 号 農地法第 5 条 の規定による 許可申請承認 の件</p>	<p>議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請承認の件について</p> <p>1 番の申請について</p> <p>大岡地区・高橋委員より、1 番の申請について、大字東平在住の申請人 (受人) より、熊谷市在住の申請人 (渡人) が、大字岡地内に所有する農地 (畑 1 筆) を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、10 h a 以上の一団の農地であるため第 1 種農地と判断され</p>

るが、自己用住宅の必要性が認められるため、第1種農地の不許可の例外に基づき、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

#### 2番の申請について

唐子地区・荒川委員より、2番の申請について、川越市在住の申請人(受人)より、東京都東村山市在住の申請人(渡人)外1名が、大字下唐子地内に所有する農地(畑2筆)を、専用住宅の建築のため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、10ha以上の一団の農地であるため第1種農地と判断される農地と、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が10ha未満であるため第2種農地と判断される農地が混在しているが、専用住宅の建築の必要性が認められるため、第1種農地の不許可の例外に基づき、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

#### 3番の申請について

高坂地区・鹿田委員より、3番の申請について、比企郡小川町在住の申請人(受人)より、大字高坂在住の申請人(渡人)が、大字西本宿地内に所有する農地(畑2筆)を、自己用住宅に転用するため、使用貸借権を設定したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が10ha未満であるため第2種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

#### 4番の申請について

野本地区・関根委員より、4番の申請について、比企郡小川町在住の申請人(受人)より、大字上野本在住の申請人(渡人)が、大字上野本地内に所有する農地(畑2筆)を、自己用住宅の建築のため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が10ha未満であるため第2種農地と判断され、自己用住宅の建築の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

<p>議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画 (案) の件</p> <p>議案第 5 号 地域計画の策定等に係る意見聴取について</p>	<p>5 番の申請について 野本地区・関根委員より、5 番の申請について、坂戸市在住の申請人(受人)より、栃木県日光市在住の申請人(渡人)が、大字上野本地内に所有する農地(畑1筆)を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が10ha未満であるため第2種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p> <p>6 番の申請について 議長より、6 番の申請について、議案第 2 号の 1 番とともに野本地区・杉浦委員より説明済みの旨の説明がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p> <p>議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画(案)の件について 議長は市農業振興課に説明を求めた。 市農業振興課より、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 2 項に基づき、農地中間管理機構から東松山市に対して「農用地利用集積等促進計画案」の作成を求められたため、同第 19 条第 3 項に基づき、東松山市から農業委員会に意見を聴くよう求めがあった旨の説明が行われる。 議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、「意見なし」として、これを承認した。</p> <p>議案第 5 号 地域計画の策定等に係る意見聴取について 議長は市農業振興課に説明を求め、市農業振興課から地域計画について、2 地区の計画の変更にあたり、農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項により農業委員会などの関係者に意見を聴取する必要がある旨の説明があり、意見がある場合には 5 月 7 日までに事務局に提出をしてもらいたい旨の説明がなされた。 変更内容について、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項第 2 号に、地域計画の達成に支障を及ぼす恐れがない場合に、農業振興地域整備計画を変更できるとある。去る 3 月 10 日締め農業振興地域整備計画の変更申出が提出された農地について、地域計画の変更の申出が併せて提出</p>
---	--

<p>報告事案 農業委員会会 長専決規定に よる農地法に 基づく届出報 告の件</p> <p>その他</p>	<p>されたものであり、そのため、地域計画の変更について意見を求めているものである、との説明がなされた。</p> <p>戸井田委員より、地域計画の変更の頻度について質問がなされた。</p> <p>市農業振興課より、いわゆる農用地からの除外の申出に係した地域計画の変更は年2回で、時期としては9月と3月の除外の申出の締め日以降となる旨の説明がなされた。</p> <p>久保田会長より、地域計画の策定の際に、転用されそうな農地は色を塗らなかつたはずだが、色が塗られた農地が転用されるのもやむを得ないことなのだろう、との意見がなされた。</p> <p>議長は地域計画の策定に係る意見聴取について、意見がある委員は5月7日までに事務局に報告すること、とした。</p> <p>事務局報告案件 議長は事務局に説明を求める。</p> <p>報告第1号 農地法第3条の3権利取得届出報告の件 事務局から説明が行われ、8件を確認する。</p> <p>報告第2号 農地法第4条転用届出報告の件 事務局から説明が行われ、3件を確認する。</p> <p>報告第3号 農地法第5条転用届出報告の件 事務局から説明が行われ、3件を確認する。</p> <p>農業委員会総会の開催について 次回開催日 令和8年5月25日(月) 午前10時20分～ 会 場 市総合会館3階 303会議室</p> <p>午前11時35分議長は今回上程した議案について審議を終了した旨を告げ、令和8年度第1回総会を閉じた。</p> <p>以上の顛末に相違ないことを証するため署名する。</p> <p>令和8年5月25日</p> <p>議長 久保田 節子</p> <p>委員 須長 則明</p> <p>委員 高橋 満康</p>
--	---